

登別市手数料条例の一部が改正されました。
改正の概要は以下のとおりです。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、特定屋外タンク貯蔵所等に係る次に掲げる手数料の一部が引き下げられました。

- **危険物施設の設置の許可**
(消防法第11条第1項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所等)
- **危険物施設の設置の許可に係る完成検査前検査**
(消防法第11条第2第1項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所)
- **危険物施設の保安に関する検査**
(消防法第14条第3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所)

この条例は、平成22年10月1日から施行となります。